

第29回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年11月22日(火) 午後4時00分～午後5時10分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
<del>5</del>	<del>渡邊由美</del>	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	<del>10</del>	<del>山本一人</del>	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(2名)

5	渡邊由美	10	山本一人				
---	------	----	------	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第134号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第135号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第136号 非農地証明願いについて
- 日程第5 議題第137号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 報告第10号 農地原型変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 29 回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい、一部の農業委員さん、特に柚子を作られている方に関しては、今年は柚子の収穫量が例年に比べてとても少ないという状況ですが、面積の大きい人はまだ収穫が最盛だろうと思っています。ただ今年も相も変わらずコロナの関係は収まらず、今日の朝ネットを見ていましたら愛媛県が 1200 人前後の感染者というのが出ていました。発生してすでに 3 年、年を越しましたら 4 年目に入るわけですが、一向に収まりません。ただ、付き合い方自体は以前に比べたら大分上手になって感染しないように活動されていると思います。今日は第 29 回の農業委員会総会ということであります。コロナの関係で農業委員の忘年会も 3 年やれておりませんが、今回は何とかそういうこともやってみようかと、そういったことに合わせて 4 時からの開催ということでありますので、大変遅くなって申し訳ありませんがよろしくお願いいたしますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第 7 条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>12</u>名であります。</p> <p><u>渡邊農業委員、山本農業委員、酒井推進委員、中井推進委員</u></p> <p>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第 29 回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第 1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第 39 条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>5 番 高田 洋一 委員、7 番 清家 壽秋 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第 2 議案第 134 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位 1 番について、渡邊康志委員より説明願います。</p>

渡邊康委員	失礼します。議席番号12番 渡邊です。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第134号 順位1番 説明】
渡邊康委員	11月17日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第134号 順位1番 説明】
渡邊康委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位2番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号13番 谷口です。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第134号 順位2番 説明】
谷口委員	11月17日に田邊推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第134号 順位2番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位3番について、松岡照明委員より説明願います。
松 岡 委 員	失礼します。議席番号4番 松岡です。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第134号 順位3番 説明】</b>
松 岡 委 員	11月17日に譲受人、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第134号 順位3番 説明】</b>
松 岡 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位4番について、清家壽秋委員より説明願います。
清 家 壽 委 員	失礼します。議席番号7番 清家です。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第134号 順位4番 説明】</b>
清 家 壽 委 員	11月17日に西川推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第134号 順位4番 説明】</b>

清家壽委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位5番について、清家茂委員より説明願います。
清家茂委員	失礼します。議席番号9番 清家です。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第134号 順位5番 説明】</b>
清家茂委員	11月17日に譲受人、松原推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第134号 順位5番 説明】</b>
清家茂委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位6番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	失礼します。議席番号4番 松岡です。

	議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第134号 順位6番 説明】
松岡委員	11月17日に譲受人、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第134号 順位5番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位7番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	失礼します。議席番号4番 松岡です。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第134号 順位7番 説明】
松岡委員	11月17日に譲受人、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第134号 順位7番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位7番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位8番について、山下展輝 <sup>のぶてる</sup> 委員より説明願います。
山 下 委 員	失礼します。議席番号2番 山下です。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位8番 について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第134号 順位8番 説明】
山 下 委 員	11月17日に譲受人、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。 岡本推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報 告をします。
	【調査書に基づき、議案第134号 順位8番 説明】
山 下 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを 満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位8番 は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第134号「農地法第3条の規定による許可申請について」、 順位8番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第135号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に ついて」を議題といたします。
議 長	順位1番について、水野規雄委員より説明願います。
水 野 委 員	議席番号11番 水野です。 議案第135号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順 位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第135号 順位1番 説明】
水 野 委 員	11月17日に譲渡人、譲受人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計6名で 現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	<b>【調査書に基づき、議案第135号 順位1番 説明】</b>
水野委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第135号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第135号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	順位2番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	議席番号11番 水野です。 議案第135号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第135号 順位2番 説明】</b>
水野委員	11月17日に譲渡人、譲受人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第135号 順位2番 説明】</b>
水野委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議長	はい、高田委員。
高田委員	順位1番と2番で1818番地が分筆されての転用になると思うんですけど、地番地目図等を見てもう少し表示されとるのが1818番地全体に転用されているように表示されとるので、もうちょっと整理して申請していただくようお願いしたいと思います。訂正していただきたいと思います。
事務局	失礼します。次からはそのように気を付けます。
高田委員	県に進達する前に直してから、送るようにしたほうがいい。
事務局	はい、直してから進達いたします。

議 長	他にご質問等ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第135号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第135号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第4 議案第136号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、松岡照明委員より説明願います。
松 岡 委 員	議席番号4番 松岡です。 議案第136号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第136号 順位1番 説明】</b>
松 岡 委 員	11月17日に清家農業委員、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第136号 順位1番 説明】</b>
松 岡 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第136号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第136号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位2番について、清家壽秋委員より説明願います。
清 家 壽 委 員	議席番号7番 清家です。 議案第136号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第136号 順位2番 説明】</b>
清 家 壽 委 員	11月17日に松岡農業委員、西川推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	<b>【調査書に基づき、議案第136号 順位2番 説明】</b>
清家壽委員	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第136号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第136号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第5 議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から10番までを一括審議し、順位11番は該当委員退席後に審議します。 順位1番から10番まで事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第137号 順位1番から10番 説明】</b>
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から10番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第137号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から10番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

議 長	清家委員は退席願います。
	(清家委員 退席)
議 長	それでは、順位 1 1 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 1 1 番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第 1 3 7 号 順位 1 1 番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 1 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 3 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 1 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 3 7 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 1 1 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は清家委員を呼んできてください。
	(清家委員 着席)
議 長	日程第 6 報告第 1 0 号「農地原形変更届書について」の報告をします。
議 長	ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長交代)
議 長 (谷口委員)	議長を交代いたしました。 順位 1 番から 3 番について、川平 <sup>さだかず</sup> 定計委員より説明願います。
川 平 委 員	議席番号 1 4 番 川平です。 報告第 1 0 号「農地原形変更届書について」順位 1 番の報告をします。
	<b>【議案書に基づき、報告第 1 0 号 順位 1 番 説明】</b>
川 平 委 員	以上で順位 1 番の説明を終わります。 続きまして、順位 2 番の説明をいたします。
	<b>【議案書に基づき、報告第 1 0 号 順位 2 番 説明】</b>
	以上で順位 2 番の説明を終わります。

	続いて順位3番の説明をいたします。
	【議案書に基づき、報告第10号 順位3番 説明】
川平委員	以上で順位3番の説明を終わります。
議長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの1番から3番の説明が終わりました。 順位1番について質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	順位2番について質疑等ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	順位3番について質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (谷口委員)	ないようですので、ここで議長を交代いたします。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
末廣委員	議長、かまいませんか。
議長	どうぞ。
末廣委員	確認なんですけど、日程第2の第5号。これは空き家バンクに付属する農地ということで、許可になると思うんですけど。これ申請書からは空き家バンクに付属する農地ということが例規されていないようですが、どんなですか。
事務局	はい、提出していただいている書類の中に不動産の売買契約書がついておりまして、その中で空き家バンクのことが明記されておりまして、事務局のほうでは確認できているのですが。申請書自体には載っていないですが、添付書類での確認をしております。
末廣委員	いいですか。あくまでも許可申請書にその辺は正確に。2番と8番は記載されている。で5番は記載されていないようなので、あくまでも申請書に書いてもらっておかないと3反以上必要になって許可にならないと思って。
事務局	今後、そのようにするように注意します。
議長	今のご意見は、課長が答弁しましたように、是正をして整合性を整えるということよろしいですか。
末廣委員	はい。

議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第29回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
		議事録署名委員
		6番
		7番